

令和6年度 裾野市保育料利用者負担額表

(単位：円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		月額		
階層区分		保育標準時間	保育短時間	
国	市			
1	1	生活保護世帯など	0	0
2	2	市民税非課税世帯	0	0
3	3-1	市民税所得割非課税世帯	9,000	8,800
		うち、ひとり親世帯等	(4,500)	(4,400)
	3-2	市民税所得割課税額 48,600円未満	4,000	3,900
		うち、ひとり親世帯等	12,400	12,100
4	4-1	市民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満	(6,200)	(6,050)
		うち、ひとり親世帯等	4,000	3,900
	4-2	市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	19,400	19,000
		うち、ひとり親世帯等	(9,700)	(9,500)
5	5-1	市民税所得割課税額 97,000円以上128,000円未満	22,000	21,600
	5-2	市民税所得割課税額 128,000円以上169,000円未満	(11,000)	(10,800)
6	6-1	市民税所得割課税額 169,000円以上211,200円未満	27,000	26,500
	6-2	市民税所得割課税額 211,200円以上301,000円未満	(13,500)	(13,250)
7	7	市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	34,800	34,200
8	8	市民税所得割課税額 397,000円以上	(17,400)	(17,100)
			42,600	41,800
			(21,300)	(20,900)
			45,800	45,000
			(22,900)	(22,500)
			50,000	49,100
			(25,000)	(24,550)
			53,000	52,000
			(26,500)	(26,000)

カッコ内は第2子の金額です。

- 父と母の市民税額課税額（住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の適用前）を合算した金額から算定します。

4～8月分の保育料・・・前年度（令和5年度）の市民税額

9～3月分の保育料・・・当年度（令和6年度）の市民税額 で算定します。

※ただし、「家計の主宰者」として祖父母等が認定された場合は、その方の市民税額で算定します。

「家計の主宰者」とは・・・入園児童の父母に一定の収入がなく、入園児童が同居の祖父母等の

税法上扶養控除対象者や健康保険等の扶養家族になっている場合等により判断します。

【年収360万円以上の世帯】

- 未就学児の子どもが2人以上いる世帯（※1）への軽減措置

第2子・・・半額

第3子以降・・・無料

※1 保護者が扶養している未就学児のうち、最年長の子どもを第1子とし、その下の子を第2子、第3子とカウントします。

【年収360万円未満の世帯】

- 子どもが2人以上いる世帯（※2）への軽減措置

第2子・・・半額

第3子以降・・・無料

※2 保護者が扶養している最年長の子どもを第1子とし、その下の子を第2子、第3子とカウントします。

- ひとり親世帯等（※3）への優遇措置

第1子・・・表の「うちひとり親等世帯」の金額

第2子以降・・・無料

※3 ひとり親世帯等：ひとり親世帯及び同一住所内に障害者手帳を交付された者がいる世帯

(この表は実際の基準額表をわかりやすく要約してあります。)

◇令和6年4月1日現在の内容です。